

【主要部分の日本語仮訳】

COVID-19 問題解決センター (CCSA) 指令 (第 10/2564 号) (入国者に対する防疫措置及び隔離に関する方針)

仏暦 2563 年 3 月 26 日付のタイ王国全土を対象とした非常事態宣言の発令、および 9 度目となる本年 5 月 31 日までの同宣言の適用期間の延長に関し、非常事態令第 9 条および首相指令第 4/2563 号第 4 項 (2) に基づき、当局職員に以下のとおり指示する。

第一項 3 月 31 日付 CCSA 指令第 4 号が定める規定に基づいてタイへ入国する者に、少なくとも 14 日間の間、当局が定めた隔離施設において、隔離を実施せしめ、また当局職員の命令に従うものとする。隔離施設は、以下の当局が定めた方針に従わなければならない。

(1) 3 月 31 日付 CCSA 指令第 4 号附表の第 1 項 (1)、(3)、(5.1)、(5.2)、(5.3)、(6)、(7)、(8.1)、(8.2)、(9.1)、(10) に基づく入国者は、隔離期間中に RT-PCR 法による 3 度の新型コロナウイルスの検査を行う。1 度目を入国時、2 度目を 6 日目から 7 日目の期間、3 度目を 12 日目から 13 日目の期間に行う。

(2) 3 月 31 日付 CCSA 指令第 4 号附表の第 1 項 (9.2)、(9.3) に基づく入国者は、保健省の定めに従って RT-PCR 法による新型コロナウイルスの検査を行う。(注：(9.2) は「基礎教育委員会事務局または他の政府機関の所管である学校や教育機関の生徒」、(9.3) は国境警備警察学校の生徒。)

上記第 1 節の規定 (注：タイ入国後の隔離期間を 14 日間とすること) は、3 月 31 日付 CCSA 指令第 4 号の定めに基づく入国者のうち、次の者には適用しない。

(i) 3 月 31 日付 CCSA 指令第 4 号附表の第 1 項 (2)、(4) に基づく入国者 (注：(2) は「首相により規制が免除された者、もしくは非常事態状況の解決の責任者により定められ、許可され、もしくは招待された者」。(4) は、「必要な商品の運送業者」。)

(ii) 3 月 31 日付 CCSA 指令第 4 号附表の第 1 項 (5.1) に基づく入国者のうち、7 日間を超えずに滞在する者 (注：(5.1) は「出入国管理地点で出入国する必要がある乗務員・運行従事者」)

(iii) (割愛。注：3 月 31 日付 CCSA 指令第 4 号附表の第 1 項 (5.2)、(5.3) 関連)

第二項 3 月 31 日付 CCSA 指令第 4 号附表の第 1 項 (11.1) に基づく入国者のうち、特別に許可を得て保健省の定める防疫措置に従って行動する条件を定めた場合、および (11.2) に基づく入国者については、施設で隔離せしめ、RT-PCR 法による新型コロナウイルスの検査を行うとともに、保健省の定める防疫措置に従うものとする。(注：(11.1) は、経済活性化、スポーツ、観光、教育またはそのほか活動のために許可を受けた、ないしはタイ保健省が定める個人または団体。(11.2) は、CCSA 防疫措置緩和委員会が首相に提案する個人または団体)。

第三項 本指令の防疫措置を、5 月 1 日以降に入国許可証の認可を受ける、または 5 月 1 日以前に入国許可証の認可を受けた上で 5 月 6 日以降に入国する、第一項及び第二項に基づく入国者に適用する。

以上の内容は、仏暦 2564 年 5 月 1 日から別途変更の指令があるまで適用される。

仏暦 2564 年 (西暦 2021 年) 4 月 30 日
プラユット・チャンオーチャー 陸軍大将 首相
COVID-19 問題解決センター責任者